

4. みどりの維持管理・活用方針

4-1 みどりの機能別の維持管理・活用方針

みどりの機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、産業）ごとの維持管理・活用方針を以下に示します。

<環境保全機能>

- ・市街地周辺の「丘陵樹林地」や「海岸線」、「河川」は、都市の骨格を形成している良好なみどりであり、適切な維持管理・保全を図ります。
- ・市内に多数分布する「保存樹木や保存樹林」「天然記念物」「文化財」「寺社」と一体となっているみどりは、地域の歴史や文化にかかわる貴重なみどりであるとともに、自然との共生の役割も果たすみどりとして、適切な維持管理・保全を図ります。
- ・市街地にある「住宅地」や「商業地」、「公共施設緑地」、「農地」は、都市部のみどりが不足する中、生活環境を快適にするみどりとして、適切な維持管理・保全、及び積極的な創出を図ります。
- ・「大規模な公園緑地」や「風致公園」、「公共施設緑地」は、市内のまとまった緑地空間として、適切な維持管理を行います。また、「身近な公園緑地」は、地域のオープンスペースとして機能するよう、人口減少や年齢構成変化、ニーズ等の変化に合わせて積極的に見直します。

<レクリエーション機能>

- ・日常のレクリエーションの場である「身近な公園緑地」は、人口減少や年齢構成変化、ニーズ等の変化に合わせて積極的に見直します。
- ・「大規模な公園緑地」や「風致公園」、「公共施設緑地」等の広域的なレクリエーションの場となるみどりは、民間と協働して適切な維持管理・保全を行い、市民だけでなく、市へ訪れる人々の観光資源として、積極的な活用を進めます。
- ・市内を流れる「河川」のみどりや「海岸線」のみどり、「防災緑地」、緑化された「幹線道路」は、公園緑地等の拠点を結ぶネットワークとして適切な維持管理・保全を図ります。また、みどりのネットワークは、イベント等レクリエーションの場として、積極的に活用します。
- ・「自然公園」や「自然環境保全地域」、「山林」、「丘陵樹林地」は、自然探訪、散策、ピクニック等のフィールドレクリエーションの場として、積極的に活用します。

<防災機能>

- 「都市公園」や「公共施設緑地」等の避難場所は、人口等の変化に合わせた確保を目指します。また、避難地としての機能の充実が求められている地区については、高齢者や障がい者をはじめ誰もが安全に避難できるよう、広域避難地として都市基幹公園と避難経路の一体的な整備及びこれらのユニバーサルデザイン化を積極的に図ります。
- 災害時の被害拡大防止のため、「幹線道路」等への積極的な樹木の植栽や、「防災緑地」等の適切な維持管理を図ります。また、「森林」や「農地」等の保水・遊水機能を有するみどりは、機能を十分に発揮できるよう適切な維持管理・保全を図ります。
- ヘリコプター臨時離発着場や物資集配拠点施設と位置づけられているみどりは、緊急時に保有する機能を十分に発揮できるよう、適切な維持管理を図ります。また、必要に応じて防災拠点となる公園緑地の整備を検討します。

<景観形成機能>

- 市街地の背景となる「丘陵樹林地」や「山林」、「農地」は、奥行きのある豊かな自然景観を形成するみどりとして、適切な維持管理・保全を図ります。
- 「風致公園」や「景勝地」等のみどりは、いわきらしさ・シンボルとなる多彩な自然景観を形成するみどりとして、適切な維持管理・保全を図ります。特に「風致公園(例：勿来の関公園、三崎公園)」については、質の向上や個性化に向けて、積極的な活用を図ります。
- 環状市街地に囲まれた「丘陵樹林地」や「自然景観資源」となるみどりは、いわき市の誇る優れた眺望として、その機能を十分に発揮できるよう適切な維持管理・保全を図ります。

<産業機能>

- 「山林」や「丘陵樹林地」、「農地」は、水源涵養や資源の生産に重要なみどりであることから、適切な維持管理・保全を図ります。また、農林業の更なる振興を図るため、「山林」、「丘陵樹林地」、「農地」の積極的な活用を図ります。
- 「漁港」及び「海岸線」のみどりは、漁業の環境を向上させるとともに、それ自身が観光資源となることから、適切な維持管理・保全を図ります。
- 「工業団地」や「工業地」内の緩衝緑地は、公害を防止・緩和し、工業地帯の災害を防止するために、適切な維持管理・保全を図ります。

4-2 重点的な維持管理・活用を行うみどりの方針

本項では、規模が比較的大きく、かつ公共性の高いみどり（都市公園、公共施設緑地、法令に基づくみどり等）の詳細な維持管理・活用方針を定めます。

（1）都市公園

1）配置の考え方

<身近な公園>

少子高齢化の進行やレクリエーションニーズの多様化、市街地における防災機能の強化等に伴い、市民生活と密接な関係にある住区基幹公園は、様々な面でこうした社会的なニーズに対応していくことが期待されることから、それぞれ以下のような方針で適正な配置を進めてきました。

①街区公園

主に街区内に居住するひとを利用対象とする最も身近に利用できる公園です。児童の利用に加え、高齢者の利用も多くなっており、コミュニティの形成に果たす役割も注目されています。

面積は 1 ヶ所あたり、遊び・運動・休息・植栽等の空間を考慮して、0.25ha を基準として配置しています。

②近隣公園

近隣地区に居住する方を利用の対象とし、幼児から高齢者まですべての年齢層に利用され、ひとつのコミュニティ形成の役割を担う都市計画上最も基本的な公園であり、レクリエーション施設を配置することができます。

面積 2ha を標準とし配置しています。

③地区公園

近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられ、徒歩距離圏内における運動・休養等のレクリエーションのための公園で、震災・火災等の災害時に避難中継基地となります。

面積 4ha を標準として配置しています。

<大規模公園>

本市は、太平洋と阿武隈山系の山々に囲まれた非常に豊かな自然環境に恵まれた都市です。特に市街地を取り囲む海と山は、本市を特徴づける大きな要素と言えます。

そこで、これら市街地を取り囲む海岸部や山間部に自然環境や景観の保全を目的として風致公園等を配置しています。

また、都市基幹公園については、いわき市民全体の利用性や利便性を考慮して、市街地近郊に配置しています。本市にある都市基幹公園は、いわきニュータウンにあるいわき公園、常磐地区の市街地近郊にある 21 世紀の森公園、平の中心市街地近郊にある上荒川公園です。

①総合公園

都市住民が自然とふれあう場を提供することを大きな役割としているため、休養・散策・遊戯・運動・自然観賞等、動的・静的レクリエーションのための各種施設が総合的に設けられている公園です。

1ヶ所あたりの面積 10～50ha を標準として配置しています。

②運動公園

総合公園が主として静的なレクリエーションを目的とする公園であるのに対して、野球場・プール・テニスコート等各種スポーツ施設を集めた動的なレクリエーションのための公園です。

1ヶ所あたり面積 15～75ha を標準として配置しています。

③広域公園

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、面積 50ha 以上を標準として配置しています。

④風致公園

風致を住民が享受するための公園であり、自然的な要素が強く、ほとんど全域が樹林や草地あるいは水面等におおわれており、園路等の必要最小限の施設が設けられている公園です。

⑤墓園

従来の墓地が持つ個人を葬り、故人をしのぶ場としての機能とともに、都市住民が、参拝と同時に散歩・休息等の戸外レクリエーションを満喫できるよう考慮された公園です。

その面積の 3 分の 2 以上を園地等とし、実情に応じて配置しています。

<都市緑地>

主として都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha 以上を標準として配置しています。

既成市街地において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市のみどりを増加または回復させ都市景観の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、面積 0.05ha 以上とします。

<緑道>

大震災・火災等の災害時の避難路の確保、交通事故から歩行者を守る等市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的とします。

歩行者路または自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として配置しています。

2) 今後の維持管理・活用方針

現況（令和 2 年）の都市公園の一人あたり面積についてみると、都市計画区域内で約 16m²/人、市街化区域内で約 5m²/人です。

現行計画における目標値である約 22m²/人（平成 27 年）は達成していないものの、都市公園法の基準である「都市計画区域内で 10m²/人、市街化区域内で 5m²/人」を上回っており、求められる面積は確保されていると言えます。

また、市民意向調査においても、「公園の量は十分」「老朽化が進んでおりリニューアルが必要」等の意見が多く寄せられています。

このようなことから、今後は新たな大規模公園の整備は想定せず、既存公園の役割や配置の見直し、並びに公園施設の改善等により、みどりの「量」からみどりの「質」を高めていくことに主眼を置き、持続可能で魅力ある公園を確保します。

また、新型コロナ危機により、ゆとりある空間や運動・健康の場の重要度の高さが再認識されていることから、誰でも利活用可能なオープンスペースの充実や、都市公園間を結ぶことによるみどりのネットワーク化を推進します。

(2) 公共施設緑地

1) 自然型施設

自然型施設としては、良好な自然環境の保全や散策、観察等のレクリエーション、さらには、本市の特徴的な自然景観の維持を図るため、石森山生活環境保全林等の生活環境保全林が 2 箇所、いわき健康とゆとりの森が 1 箇所、計 3 箇所が配置されており、今後も維持管理・活用を図ります。

2) 施設型施設

歴史資源の保全や市民の教養・文化の向上、広域的利用を勘案した週末レクリエーション拠点、さらには、公害・災害発生時の被害を抑制するために、白水阿弥陀堂を含む一帯、フラワーセンター、いわき市海竜の里センター、小名浜臨海工業団地等の 11 箇所が配置されており、今後も維持管理・活用を図ります。

(3) 地域制緑地

1) 法によるもの

① 緑地保全地域・特別緑地保全地区

都市計画区域において、良好な自然環境を形成しており、無秩序な市街化の拡大や公害・災害の防止に効果があることから、地域住民の生活環境の確保に必要なみどり等を緑地保全地域や特別緑地保全地区として指定に努めます。

② 風致地区

歴史的・文化的意義を有するみどり、風致景観が優れている等自然の景勝地や自然海岸、さらには市街地に隣接する良好な樹林地等を風致地区として指定に努め、「白水阿弥陀堂」周辺や「海岸線」等の指定について検討します。

③県立自然公園区域

山間部や海岸線を中心に指定されている自然公園区域は、優れた景観を維持するものであることから、指定が継続されるよう努めるとともに、普通地域での保全に努めます。

④自然環境保全地域

現在、高倉山、御斉所山、好間川溪谷の3地域が指定されており、今後も良好な自然環境の維持を図るため、指定が継続されるよう努めます。

⑤農用地区域

本市における農用地区域は、いわきの農業を支えるものであることから、指定が継続されるよう努めます。

⑥河川区域

仁井田川や夏井川、藤原川、鮫川をはじめとする河川は、溪谷部も含めて市民の身近なレクリエーション空間であるとともに、生物の生息・生育拠点、あるいはみどりのネットワークとして機能するものであり、その保全に努めます。

⑦保安林

都市計画区域外の森林地帯や海岸線等の保安林については、防災はもとより、市民のレクリエーション空間や水源涵養等のために指定の継続に努めます。

⑧砂防指定地

土砂の流出等による被害を防止するため、砂防指定地内にあるみどりの保全に努めます。

⑨急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊を防止するため、急傾斜地崩壊危険区域におけるみどりの保全に努めます。

⑩鳥獣保護区（特別保護地区）

鳥獣の保護繁殖を図るため、現在、16箇所が指定されており、そのうち夏井川上流部が特別保護地区に指定されています。今後も自然環境の保全と育成を図るため、指定が継続されるよう努めます。

2) 協定によるもの（緑地協定区域）

良好な住環境の形成を図るため、まちづくりと合わせて協定締結が進められてきており、平成 29 年度末現在で 27 件、約 200ha が締結されています。今後も、土地区画整理事業等の宅地開発整備が行われる地区において、緑地協定締結の誘導を図ります。

3) 条例等によるもの

①保存樹木・保存樹林

貴重な植生や良好な自然環境を形成している一団の樹林地を指定します。また、市内に自生する貴重な樹木は、国・福島県の天然記念物等の指定のほか、保存樹木に指定する等して保全に努めます。

②景観形成重点地区

景観形成重点地区におけるまちづくりは、地元の方々が中心となって定めたルール（「地区景観基本計画」及び「地区景観形成基準」）に基づき、進めていきます。

（4）グリーンインフラ

グリーンインフラは、平成 7 年頃から欧米を中心に取り組みが進められてきましたが、わが国においても、令和元年 7 月に「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、政府としてグリーンインフラを活用した持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めています。

本市においてもグリーンインフラを導入することで、本市のまちなかにおける防災や環境等の改善が期待されます。そのため、本市ではみどりや水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの導入に向け、検討を進めます。